

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信 第38号 令和3年9月

新型コロナに対する支援金

緊急事態宣言の影響緩和に係る 月次支援金(国)

【概要】

2021年4月以降に発令された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業、外出自粛等の影響により売上が50%以上減少した事業者の方々に一時金を支給する制度です。

【給付対象】

- ◆緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業又は外出自粛の影響を受けていること。
- ◆R3年の8月又は9月の売上がR1年又はR2年同月と比較し売上が50%以上減少していること。

【給付額】

給付額 = R1年又はR2年の基準月の売上 - R3年の対象月の売上。 (基準月と対象月は同じ)

【給付額の上限】

- ・中小法人等 上限20万円
- ・個人事業者 上限10万円

【申請期限】

8月分 9月1日～10月31日(日)
9月分 10月1日～11月30日(火)

【必要書類】 初めて申請する方の例

- ・確定申告書 (R1、R2年の申告書、受付印あり)
- ・売上台帳 (R3年 対象月の売上台帳)
- ・宣誓同意書 (商工会のHPからダウンロード可)
- ・本人確認書類 (免許証両面)
- ・通帳 (表紙と見開きページ)
- ・履歴事項全部証明書 (法人のみ)

対象月：対象期間から任意に選択した月 (売上げが50%減少した月)

【申請方法】 初めて申請する方の例

- ①月次支援金のサイトから「申請ID」を作成。
- ②商工会等の登録確認機関にて「事前確認」をうける。
- ③マイページから「申請」。

※ 始めて申請する方は、必ず登録確認機関の確認が必要です。
※ 詳細につきましては、月次支援金または商工会のホームページをご覧ください。

感染拡大防止協力金(福島県)

県の時短営業要請の対象店舗に新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支払うことで、県民の不要・不急の外出や繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的としています。

対象施設：飲食店営業許可を受けた以下の施設

- ①接待を伴う飲食店 ②酒類を提供する飲食店

※対象外となる店舗もございます。

【交付額】

売上高方式と売上高減少方式があり、令和元年又は令和2年8月の売上げを基に算出した単価で計算。

※詳しくはHPをご覧ください。

【申請期間】 令和3年10月29日(金)

【提出書類】申請方法等につきましては、県のHP又は商工会のHPをご覧ください。

売上の減少した中小事業者に対する 一時金(福島県)

【支給対象】

まん延防止等重点措置等に伴う以下の影響により売上が減少した中小事業者に対し一時金を交付します。

①飲食店の時短営業により影響を受け、売上げが減少した中堅・中小事業者。

②不要不急の外出自粛の影響を受け、売上げが減少した中堅・中小事業者。

【主な交付要件】

①県内に本社または本店のある中堅・中小事業者
②福島県緊急対策に基づく要請に伴い、令和3年8月又は9月の売上が令和元年又は令和2年の同月比で30%以上減少したこと。
以下の条件あり。

- 1.飲食店と直接・間接の取引があること
- 2.不要不急の外出自粛により直接的な影響をうけたこと

③営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

【交付額】 一律20万円

【申請期限】

令和3年11月12日(金)

※ 詳しくは、県または商工会のホームページをご覧ください。